

令和7年度 第4回山形市国民健康保険運営協議会

日時 令和8年2月26日（木）
午後4時00分
場所 山形市役所10階 委員会開催室

次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 市民生活部長あいさつ

4 議 事

- (1) 山形市国民健康保険税子ども・子育て支援納付金課税額の新設に係る答申（案）
について
- (2) 令和8年度国民健康保険事業計画（案）について
- (3) 令和8年度国民健康保険事業会計当初予算（案）について

5 報 告

- (1) 令和6年度特定健康診査・特定保健指導の実施結果について
- (2) 山形市国民健康保険税条例の一部改正について

6 その他

7 閉 会

山形市国民健康保険運営協議会委員名簿

(令和8年2月26日現在)

任 期 令和7年8月10日から令和10年8月9日まで

(就任日については備考記載のとおり)

区分	所 属	氏 名 (敬称略)	備 考
被 保 険 者 代 表 委 員	市自治推進委員	すずき つねゆき 鈴木 恒行	令和5年5月26日より
	市民生委員児童委員	さかの てつや 坂野 哲哉	令和8年1月10日より
	市女性団体連絡協議会	さとう れいこ 佐藤 礼子	令和7年8月10日より
	山形農業協同組合	たけだ まさのり 武田 政則	令和4年8月10日より
保 険 医 薬 劑 師 代 表 委 員	市医師会	やまぐち よしこ 山口 佳子	令和4年8月10日より
	市医師会	はやし よしこ 林 淑子	平成25年8月10日より
	市歯科医師会	さとう はじめ 佐藤 元	令和7年8月10日より
	市薬剤師会	こさか たけし 小坂 剛	令和6年9月2日より
公 益 代 表 委 員	市議会議員	さとう あきこ 佐藤 亜希子	令和7年4月16日より
	市議会議員	たかはし きみお 高橋 公夫	令和7年4月16日より
	市議会議員	おの ひとし 小野 仁	令和7年4月16日より
	山形大学	にしおか まさき 西岡 正樹	平成29年8月10日より
被 用 者 保 険 代 表 委 員	全国健康保険協会	すずき のりあき 鈴木 憲章	令和6年10月16日より
	フィデア健康保険組合	かとう はるのぶ 加藤 晴伸	令和7年5月20日より

山形市国民健康保険運営協議会
事務局及び出席職員名簿

所 属	職 名	氏 名	備 考
市民生活部	部長	山 崎 真 浩	
国民健康保険課	次長（兼）課長	西 塔 浩 人	運営協議会 幹事
〃	課長補佐	森 谷 秀 昭	〃 幹事
〃	課長補佐 （兼）国保計画係長	黒 沼 宏 樹	〃 書記
〃	課長補佐 （兼）国保資格係長	花 輪 公 雄	
〃	課長補佐 （兼）国保医療係長	佐 藤 政 利	
〃	課長補佐 （兼）保険税係長	斉 藤 直 美	
〃	国保計画係主査	長 谷 川 珠 紀	運営協議会 書記
〃	国保計画係主査	黒 田 彩	〃 書記
〃	国保計画係主任	小 林 さ く ら	〃 書記
健康増進課	課長	齋 藤 健 二	
〃	主幹（成人保健担当）	村 田 尚 子	

4 議事

(1)山形市国民健康保険税子ども・子育て支援納付金課税額の新設にかかる答申(案)

令和8年2月 日

山形市国民健康保険者

山形市長 佐藤孝弘様

山形市国民健康保険運営協議会

会長 高橋公夫

山形市国民健康保険税子ども・子育て支援納付金 課税額の新設について(答申)

令和8年2月4日付け、国保第471号により諮問を受けたみだしのこ
とについて、当運営協議会において慎重に審議した結果、本市国民健康保
険事業の健全運営を確保するため、山形市国民健康保険税子ども・子育て
支援納付金課税額を新設することはやむを得ないものと考えます。

よって、下記の事項について十分配慮するよう意見を付して、諮問の内
容のとおり、令和8年度より賦課することについて了とすることを答申し
たします。

記

1 子ども・子育て支援納付金課税額に対する答申

区 分	答 申
所得割額の率	0.29%
均等割額	1,200円
平等割額	900円
18歳以上被保険者 均等割額	100円

2 答申の審議にあたり委員から出された意見

- (1) 今後の社会保障制度の動向を見極めながら、税負担の軽減に努めること。
- (2) 国民健康保険事業の現状や制度改正の意義、必要性、税率の考え方について理解を深めることができるよう、情報の公開に努めること。

4 議事

(2) 令和8年度国民健康保険事業計画(案)

1 基本方針

国民健康保険制度は国民皆保険体制の下、国の医療保険制度の基礎として重要な役割を担ってきました。進展する少子高齢化社会において、誰もが安心して医療が受けられるよう、受診機会の確保や健康の保持・増進に寄与しています。

しかしながら、国民健康保険制度においては、被保険者の減少に伴う保険税収入の低下の中で被保険者の高齢化や医療技術の高度化などにより一人当たり医療費が増嵩傾向であり、財源の確保が大変厳しい状況となっています。また、被保険者には所得に対する保険税の負担が高くなっており、保険者の運営努力だけでは解決できない構造的な問題として全国的にも厳しさが増しているところです。

山形市国民健康保険事業会計においては、実質単年度収支の不足分は財政調整基金の取崩し等により運営しており、令和7年度においては9千4百万円を基金へ積立て、年度末における基金残高は8億9百万円となる見込みです。

令和8年度の山形市国民健康保険事業運営については、従来のサービスを維持しながら適正な業務遂行に努めるとともに、第3期データヘルス計画に基づき、特定健診・特定保健指導実施率等の目標達成に向けて、山形市保健所と連携して健康の保持・増進を図る事業を展開してまいります。

今後も、市民一人ひとりが自らの健康に関心を持ちその保持・増進のために行動することを促し、もって健康寿命の延伸を図り、「健康医療先進都市」実現の一翼を担ってまいります。さらに、市が県に納める国民健康保険事業費納付金額の変動が見込まれることや税収の今後の見通しが立てにくいこと等、運営上課題もあることから、機会をとらえ、国に対し国保財政支援の拡充を要望するとともに、県ならびに県内市町村保険者との連携を密にしながら、以下の事項について取り組んでまいります。

2 令和8年度国民健康保険税率

1 税率について

(1) 税率の考え方

今年度の納付金は昨年度より減少しており、今後もこの傾向が続くかどうかについては不透明なところであるが、令和8年度においては、子ども・子育て支援納付金課税額の新設を除き現行を維持し、国民健康保険財政調整基金からの繰入れを図ることで調整していく。

(2) 令和8年度 保険税率

	所得割	均等割	平等割	18歳以上均等割
医療分	9.42%	22,800円	26,700円	—
支援金分	2.79%	6,700円	8,400円	—
介護分	2.08%	13,600円	—	—
子ども・子育て支援金分	0.29%	1,200円	900円	100円

※未就学児に係る均等割額は、それぞれの均等割額の5割。

(3) 令和8年度 保険税収入見込み

4,067,203千円（現年度分 3,986,350千円、滞繰分 80,853千円）

【参考資料】

1 国民健康保険事業費納付金の算定結果（県からの通知）

	令和8年度 (仮算定)	令和7年度 (本算定)	差 額
納付金額	5,130,075,699円	5,243,464,110円	113,388,411円減

※令和8年度の確定納付金：5,187,068,117円

2 国民健康保険事業財政調整基金の見込み

	令和7年度末見込	令和8年度当初予算（案）
取崩額		66,375千円
残 高	809,011千円	742,636千円

3 令和8年度の国費

項 目	予算額		
財政調整機能の強化	800億円		
【内訳】			
	R7	R8	増減
普通調整交付金	600億円	600億円	±0億円
特別調整交付金	200億円	200億円	±0億円
暫定措置	—	—	—
保険者努力支援制度	1,000億円		
【事業費(1000億円)の内訳】			
	R7	R8	
当該予算額	1,000億円	1,000億円	
都道府県分	500億円	600億円	
市町村分	500億円	400億円	
特別高額医療費共同事業	60億円		
	計 1,860億円		

3 主な事業等

1 健全な事業運営の推進

(1) 保険資格適用の適正化

年金被保険者情報を活用し、厚生年金保険等の資格を取得した者に対して離脱手続きを促す。

(2) 国民健康保険税の適正課税

課税限度額を見直す。

また、所得未申告世帯が無くなるよう努め、従前地への所得照会や当該世帯主への催告書送付等を行う。

特に、6月を強化月間と定め、当初賦課に備える。

区分	課税限度額		増減
	現行	改正後	
医療分	66万円	67万円	+1万円
支援金分	26万円	26万円	±0万円
介護分	17万円	17万円	±0万円
子ども・子育て支援金分	—	3万円	+3万円

(3) 収納体制の強化と収納率の向上（徴収部門との連携）

①納税推進の充実・強化

定期的な情報交換会等の実施により納税課との連携を図り、納税推進の充実・強化に努める。また、現年度分の徴収の強化や、日曜催告などの実施により収納率の向上を図る。

②納付勧奨、特別療養費の支給（医療費の10割負担）

・納付勧奨通知

長期にわたる保険税滞納者に対し、納付に資する取組として概ね3か月に1回の通知で納税を促す。

・資格確認書（特別療養）又は資格情報のお知らせ（特別療養）の交付等
災害その他の特別の事情もない保険税の長期滞納者に対し、特別療養費を支給（医療費の10割負担）する旨の事前通知を行い、資格確認書（特別療養）の交付又は資格情報のお知らせ（特別療養）の通知のうえ、納税を促す。

(4) 第三者行為求償事務の実施

法第64条第1項の規定に基づき、保険給付の給付事由が第三者の行為による場合、被保険者が第三者に対して有する損害賠償請求権のうち、保険給付分である保険者負担分の請求権を代位取得する（求償権）。
傷病届の受理を持って求償権が行使可能となるため、勧奨通知を送付するなど、届出励行のための取組みを行う。

(5) 制度見直しへの対応及び事務の見直し

①令和6年12月2日から健康保険証が廃止されたため、マイナンバーカードの健康保険証利用について、丁寧な周知・広報を行う。

②新たな制度等についての情報収集に努め、今後の対応にあたる。

③普段から事務の見直しを行い、業務の効率化に努める。

2 データヘルス計画に基づく保健事業

第3期データヘルス計画に定めた短期目標に係る評価指標等について評価するとともに、山形市保健所と連携して、特定健診の結果や電子レセプト等の医療情報を分析し、市民の実情に即した健康の保持・増進を図る。

(1) 特定健診受診促進事業

生活習慣病の予防のために必要な対策を講じるには、毎年特定健診を受診し、継続的に健康状態を確認する必要があることから、過去の受診歴等に応じてグループ分けし、それぞれ内容の異なるメッセージ性の強い勸奨資材を送付する。

(2) 特定保健指導利用促進事業

特定健診の結果、特定保健指導の対象となってもかかわらず未利用である者に対し、利用者のニーズを分析し、利用の契機につながる効果的な利用勸奨を実施する。

(3) 要治療者に対する受診勸奨事業

特定健診の結果、「血压」「脂質」「血糖」に関する項目が要治療である者のうち未治療者に対し、受診勸奨および生活習慣病予防に関する保健指導を実施することで、早期治療を促し、生活習慣病重症化疾患の新規患者の抑制を図る。

(4) 糖尿病および慢性腎臓病重症化予防事業

特定健診の結果、慢性腎臓病の恐れのある方に対して、医療機関受診を促し、医療機関受診が確認できない方に対して受診勸奨と必要な保健指導を行い、腎不全の新規患者の抑制を図る。

(5) 糖尿病治療中断者に対する医療機関受診勸奨事業

過去5年間のレセプトに糖尿病名がある方で、直近6か月以上糖尿病の病名及び糖尿病治療薬が発生していない方のうち、指導が必要と判断された方に対して、受診勸奨と保健指導を行い、糖尿病の継続的な治療により、重症化を防ぎ合併症発生の抑制を図る。

(6) 人工透析導入ハイリスク者に対する保健指導

過去の特定健診の結果、5年以内に人工透析に移行する可能性のある方に対して、受診勸奨と保健指導を行い、適切な受診を働きかけ、治療に結びつけることで、新規透析導入者を抑制し、対象者の生活の質（QOL）の維持・向上と医療費の抑制を図る。

(7) かかりつけ医からの依頼による保健指導

糖尿病等の治療中の患者で、重症化のリスクが高い方の中から、かかりつけ医が保健指導が必要と判断した方に対して、保健師または管理栄養士が医師の指示に基づいた保健指導を行い、糖尿病及び慢性腎臓病の重症化を防ぐ。

3 医療費適正化の推進

(1) レセプト内容点検等の実施

縦覧点検、調剤レセプトの突合点検については、「山形県国民健康保険運営方針」に沿って、レセプト点検業務支援事業を行う山形県国民健康保険団体連合会に業務を委託し、より効率的に実施する。

(2) ジェネリック医薬品の利用促進

ジェネリック医薬品を使用した場合の新薬（先発医薬品）との差額通知を行い（年3回）、使用率のアップを目指すとともに、効果測定システム（国保連提供）により使用状況の把握に努める。

【目標値】使用割合（数量ベース）：87.0%

(3) 医療費通知の送付

医療機関からの誤った請求の確認や重複・頻回受診など医療費適正化についての意識啓発を図るため、医療費通知を送付する（年1回）。

(4) 重複多剤服薬対策事業の実施

保健師等が家庭訪問等により、適切な医療受診と服薬について指導を行い、対象者の健康を保つとともに医療費適正化を図る。

(5) 柔道整復施術療養費の調査

支給申請書の記載内容について、患者に対する調査（年3回）を山形県に事務委託することにより、施術者側の制度運営の適正化を図る。

4 保健事業の推進（データヘルス計画に基づくものを除く）

（1）特定健康診査及び特定保健指導の実施

①特定健康診査

- ・受診対象者に個別通知を送付するとともに、各世帯へ「健診べんり帳」を配布して周知を図る。
- ・受診者の利便性向上のため、休日健診を設定し、受診機会の向上に努める。
- ・山形県で実施する「みなし健診事業」に参加し、受診率向上を図る。

②特定保健指導

- ・健診センター等における健診日当日に初回の指導を実施する等、対象者が利用しやすい体制づくりに努める。

（2）国保ミニドックへの助成

国保ミニドックによる精密健診を受診した場合、1人につき7,000円を助成する（医師会健診センター等で実施）。

（3）内科医院への送迎

以前に移動診療所を利用していた方を対象に、月2回（隔週）内科医院までの送迎を実施する。

- ・運行地区 高瀬地区、大曾根地区
- ・年間運行回数 各地区24回の予定

5 国民健康保険税の負担軽減対策

（1）国民健康保険税の7割・5割・2割の減額制度の実施

一定所得以下の国民健康保険加入世帯に対して、国民健康保険税の均等割額と平等割額を減額する。

地方税法施行令の改正に伴い国民健康保険税の軽減判定基準額を見直す。

軽減割合	区分	軽減の判定所得基準
7割	改正なし	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)
5割	現行	43万円+ <u>30.5万円</u> ×被保険者等の数+10万円×(給与所得者等の数-1)
	改正後	43万円+ <u>31万円</u> ×被保険者等の数+10万円×(給与所得者等の数-1)
2割	現行	43万円+ <u>56万円</u> ×被保険者等の数+10万円×(給与所得者等の数-1)
	改正後	43万円+ <u>57万円</u> ×被保険者等の数+10万円×(給与所得者等の数-1)

【給与所得者等】一定の給与所得者（給与収入55万円超の者）及び公的年金受給者（65歳未満の場合は60万円超、65歳以上の場合は110万円超の方）

【被保険者等】被保険者及び国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した方

（2）非自発的失業者に対する軽減制度の実施

倒産、解雇等の理由で離職された方が国民健康保険に加入する場合、国民健康保険税の計算の基礎となっている前年の所得のうち、離職者本人の給与所得を100分の30とみなして計算する。

（3）国民健康保険税減免制度の実施

国民健康保険税の賦課後において、納税が困難な方に対して、申請により一時的・個別的な救済措置として国民健康保険税を減免する。（審査あり）

（4）未就学児に係る均等割額の減額措置の実施

国民健康保険税について、未就学児に係る均等割額に10分の5を乗じて得た額を減額する。

（5）出産する被保険者に対する軽減制度の実施

出産する被保険者の方の国民健康保険税の均等割と所得割を出産月の前月から4ヵ月間（多胎妊娠の場合は出産月の3ヵ月前から6ヵ月間）減額する。

6 国民健康保険の県単位化による県内市町村事務等の標準化・広域化

(1) 山形県との連携

- ① 県による保険給付の点検・調整
保険医療機関等による他市町村にまたがる不正請求事案に対し、県の協力を得ながら費用返還を求める。
- ② 療養費の支給の適正化
県からの各種情報提供や点検支援等も得ながら、適正な支給を行う。
- ③ レセプト点検及び第三者行為求償事務の充実強化
県と連携し、医療費適正化に向けたレセプト点検の充実を図るとともに、保険会社等に対する賠償額の請求を確実なものとする取組みを行う。
- ④ 広報事業の共同実施
市町村が個別に実施するよりも、県レベルで行った方が事業の効率化が図られるものについて、県と協調しながら広報を行う。

7 広報・啓発活動

(1) きめ細かな啓発活動の実施

- ① 国民健康保険制度及び制度改正の内容等を理解してもらい円滑な事業運営を図るため、「国民健康保険ガイドブック」や「健診べんり帳」の配布による情報の提供を行うほか、「広報やまがた」やホームページ等を活用し、きめ細かな啓発活動を実施する。
- ② 65歳以上で障がい認定の申請要件を満たす方に対し、後期高齢者医療制度に加入できることについて案内し、加入勧奨を行う。
- ③ 特定健康診査・特定保健指導の受診勧奨、ジェネリック医薬品の利用促進、医療費通知の趣旨、重複多剤服薬の抑制などについて周知し、市民への意識づけを図る。
- ④ 市国民健康保険の財政状況について、被保険者をはじめとした市民の理解を図るため、市報による分かりやすい情報提供を行う。

4 議事

(3) 令和8年度国民健康保険事業会計当初予算(案)について

(単位:千円・%)

区 分		年 度		前年比	摘 要																
		令和7年度当初予算	令和8年度当初予算																		
		金 額	金 額																		
歳	国民健康保険税	4,042,854	4,067,203	0.6	税率等																
	医療分	2,910,177	2,917,004	0.2	<table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>医療分</td> <td>支援分</td> <td>介護分</td> </tr> <tr> <td>所得割</td> <td>9.42%</td> <td>2.79%</td> <td>2.08%</td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>22,800円</td> <td>6,700円</td> <td>13,600円</td> </tr> <tr> <td>平等割</td> <td>26,700円</td> <td>8,400円</td> <td>—</td> </tr> </table>	区分	医療分	支援分	介護分	所得割	9.42%	2.79%	2.08%	均等割	22,800円	6,700円	13,600円	平等割	26,700円	8,400円	—
	区分	医療分	支援分	介護分																	
	所得割	9.42%	2.79%	2.08%																	
	均等割	22,800円	6,700円	13,600円																	
	平等割	26,700円	8,400円	—																	
	支援金分	883,548	899,082	1.8																	
	介護分	249,129	251,117	0.8																	
国庫支出金	4,382	4,234	△ 3.4	マイナカード交付事務費補助金 災害臨時特例補助金等																	
県支出金	15,684,423	15,448,016	△ 1.5	保険給付費等交付金																	
一般会計繰入金	1,422,842	1,398,012	△ 1.7																		
入	財政調整基金繰入金	121,762	66,375	△ 45.5	R7末見込残高 809,011千円																
	繰越金	1	1	0.0																	
	その他	55,268	39,173	△ 29.1	手数料・財産収入・諸収入																
	合計	21,331,532	21,023,014	△ 1.4																	
	総務費	332,454	355,136	6.8																	
歳	保険給付費	15,566,039	15,335,244	△ 1.5	[保険給付費決算比較]																
	療養給付費	13,419,521	13,188,906	△ 1.7	28年度:162億(対前年比△2.8%)																
	療養費	78,599	65,334	△ 16.9	29年度:160億(" △1.3%)																
	審査支払手数料	56,902	57,993	1.9	30年度:157億(" △2.2%)																
	高額療養費	1,956,930	1,968,984	0.6	元年度:156億(" △0.3%)																
	移送費	10	10	0.0	2年度:150億(" △4.1%)																
	出産育児一時金	39,017	39,017	0.0	3年度:159億(" 6.3%)																
	葬祭費	15,000	15,000	0.0	4年度:155億(" △2.9%)																
	傷病手当金	60	0	皆減	5年度:156億(" 0.6%)																
					6年度:151億(" △2.6%)																
出	国保事業費納付金	5,130,170	5,016,096	△ 2.2	(参考)																
	医療分	3,425,439	3,293,407	△ 3.9	R7確定額 5,243,464千円																
	支援金分	1,310,369	1,328,381	1.4	R8確定額 5,187,068千円																
	介護分	394,362	394,308	△ 0.0																	
	保健事業費	222,369	234,038	5.2	データヘルス計画に基づく保健事業など																
	その他	80,500	82,500	2.5	諸支出金・予備費																
合計	21,331,532	21,023,014	△ 1.4																		

5 報告事項

(1) 令和6年度特定健康診査・特定保健指導の実施結果について

※法定報告値 下段は県内国保平均

① 特定健康診査・・・目標実施率 45%

年度	対象者数・人			受診者数・人			実施率・% ※			
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	目標値	全体	男性	女性
30	33,468	15,510	17,958	13,814	6,146	7,668	45.0	41.3	39.6	42.7
							—	49.9	48.3	51.5
1	32,641	15,140	17,501	13,519	6,013	7,506	48.0	41.4	39.7	42.9
							—	50.9	49.2	52.6
2	32,663	15,150	17,513	12,167	5,527	6,640	51.0	37.3	36.5	37.9
							—	48.5	47.2	49.7
3	32,047	14,934	17,113	13,039	5,875	7,164	54.0	40.7	39.3	41.9
							—	50.8	49.4	52.2
4	30,622	14,292	16,330	13,327	5,992	7,335	57.0	43.5	41.9	44.9
							—	51.7	50.2	53.3
5	29,359	13,759	15,600	13,236	5,944	7,292	60.0	45.1	43.2	46.7
							—	52.8	50.9	54.6
6	28,014	13,121	14,893	12,871	5,764	7,107	<u>45.0</u>	<u>45.9</u>	43.9	47.7
							—	53.3	51.3	55.4

② 特定保健指導・・・目標実施率 35%

1) 動機付け支援

年度	対象者数・人			実施者数・人			実施率・% ※		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	全体	男性	女性
30	911	557	354	329	184	145	36.1	33.0	41.0
							47.6	45.2	51.3
1	862	532	330	326	192	134	37.8	36.1	40.6
							49.6	47.6	53.0
2	760	459	301	282	158	124	37.1	34.4	41.2
							51.2	48.8	55.0
3	875	522	353	312	179	133	35.7	34.3	37.7
							50.6	47.9	54.8
4	827	505	322	284	178	106	34.3	35.2	32.9
							49.9	48.2	52.9
5	817	503	314	262	162	100	32.1	32.2	31.8
							50.3	48.4	53.5
6	756	443	313	258	138	120	<u>34.1</u>	31.2	38.3
							51.8	50.4	54.0

2) 積極的支援

年度	対象者数・人			実施者数・人			実施率・% ※		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	全体	男性	女性
30	296	249	47	38	27	11	12.8	10.8	23.4
							22.6	21.6	27.1
1	269	223	46	26	18	8	9.7	8.1	17.4
							21.8	21.1	25.6
2	265	217	48	26	18	8	9.8	8.3	16.7
							26.2	25.6	29.1
3	294	230	64	48	40	8	16.3	17.4	12.5
							29.1	28.6	31.8
4	291	231	60	48	36	12	16.5	15.6	20.0
							28.4	27.8	30.9
5	242	201	41	41	24	17	16.9	11.9	41.5
							27.7	27.7	27.8
6	271	228	43	45	34	11	16.6	14.9	25.6
							24.4	23.8	27.6

3) 動機付け支援+積極的支援

年度	対象者数・人			実施者数・人			実施率・% ※			
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	目標値	全体	男性	女性
30	1,207	806	401	367	211	156	25.0	30.4	26.2	38.9
							—	40.4	37.0	47.3
1	1,131	755	376	352	210	142	32.0	31.1	27.8	37.8
							—	41.8	38.4	49.0
2	1,025	676	349	308	176	132	39.0	30.0	26.0	37.8
							—	43.9	40.5	51.0
3	1,169	752	417	360	219	141	46.0	30.8	29.1	33.8
							—	44.4	41.1	51.3
4	1,118	736	382	332	214	118	53.0	29.7	29.1	30.9
							—	43.5	40.9	49.2
5	1,059	704	355	303	186	117	60.0	28.6	26.4	33.0
							—	43.4	40.7	49.4
6	1,027	671	356	303	172	131	35.0	29.5	25.6	36.8
							—	43.2	40.2	49.9

【参考】

第3期計画期間の目標

	H30	R1	R2	R3	R4	R5
特定健診実施率	45%	48%	51%	54%	57%	60%
特定保健指導実施率	25%	32%	39%	46%	53%	60%

第4期計画期間の目標

	R6	R7	R8	R9	R10	R11
特定健診実施率	45%	48%	51%	54%	57%	60%
特定保健指導実施率	35%	40%	45%	50%	55%	60%

5 報告事項

(2) 山形市国民健康保険税条例の一部改正について

1 条例改正の理由

令和7年12月26日に「令和8年度税制改正の大綱」が閣議決定され、国民健康保険税に係る部分として、課税限度額と軽減判定所得基準額の引き上げが盛り込まれたことから、地方税法施行令の改正に合わせ、国民健康保険税条例を改正するものです。

改正内容は以下のとおりとなります。

2 改正の内容

(1) 国民健康保険税の課税限度額の見直し

国民健康保険税の課税限度額を113万円(現行109万円)に引き上げ
 基礎課税額を1万円引き上げ
 子ども・子育て支援納付金課税額を新設3万円

区 分	課 税 限 度 額		引き上げ額
	現 行	改 正 後	
基礎課税額	660,000円	670,000円	10,000円
後期高齢者支援金等課税額	260,000円	260,000円	—
介護納付金課税額	170,000円	170,000円	—
子ども・子育て支援納付金課税額	—	30,000円	30,000円
合 計	1,090,000円	1,130,000円	40,000円

(2) 国民健康保険税の軽減判定所得基準額の見直し

5割軽減・2割軽減の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得基準額を引き上げ

軽減割合	軽減判定基準額(※)	
	現 行	改 正 後
7割軽減	43万円(基礎控除額)+ 10万円×(給与所得者等の数-1)	43万円(基礎控除額)+ 10万円×(給与所得者等の数-1)
5割軽減	43万円(基礎控除額)+ (30.5万円×被保険者等の数)+ 10万円×(給与所得者等の数-1)	43万円(基礎控除額)+ (31万円×被保険者等の数)+ 10万円×(給与所得者等の数-1)
2割軽減	43万円(基礎控除額)+ (56万円×被保険者等の数)+ 10万円×(給与所得者等の数-1)	43万円(基礎控除額)+ (57万円×被保険者等の数)+ 10万円×(給与所得者等の数-1)

※ 納税義務者(世帯主)と被保険者等の「総所得金額及び山林所得金額の合算額」が表中の基準額を超えない世帯が軽減の対象となります。

被保険者等:被保険者及び国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者

(3) 国民健康保険税の軽減の適用先（18歳上均等割）の新設

低所得者軽減の適用先

	現行			改正後			
	基礎	後期高齢者 支援金	介護	基礎	後期高齢者 支援金	介護	子ども・子育て 支援金
所得割率	—	—	—	—	—	—	—
均等割額	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用
平等割額	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用
18歳以上 均等割額							適用

出産被保険者の軽減の適用先

	現行			改正後			
	基礎	後期高齢者 支援金	介護	基礎	後期高齢者 支援金	介護	子ども・子育て 支援金
所得割率	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用
均等割額	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用
平等割額	—	—	—	—	—	—	—
18歳以上 均等割額							適用

(4) 国民健康保険税の18歳未満被保険者における均等割の減額基準（10割減額）の新設

3 条例の施行期日

令和8年4月1日から施行